

鹿屋体育大学知的財産ポリシー

平成21年1月8日
学 長 裁 定

鹿屋体育大学（以下「本学」という。）は、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成に貢献するため、研究成果の公開を積極的に進めるとともに、次の知的財産ポリシーを定め、研究成果に基づく知的財産の創造、保護及び活用を図ります。

【知的財産の創造】

- ・ 本学は、スポーツ・健康（体育・スポーツ、レクリエーション及び武道）に関する学術的分野において、先進的かつ独創的研究を推進し、社会に有益な知的財産を創造し、その権利化を積極的に図ります。

【知的財産の帰属】

- ・ 本学は、本学職員が職務上なした知的財産及び本学が法人として成した知的財産を、原則として本学帰属とし、組織的かつ一元的に管理します。

【知的財産の活用】

- ・ 本学は、本学に帰属した知的財産について、本学職員の意向を尊重しつつ、技術移転機関等との連携を図りながら速やかに企業等に技術移転するよう努め、社会貢献のための積極的な活用を図ります。

【新たな知の創造】

- ・ 本学は、知的財産活用対価について、その相当部分を本学職員に対し還元することにより研究活動に対するインセンティブを高めるとともに、本学にも適切に還元して新たな知の創造を目指します。

【啓発活動の推進】

- ・ 本学は、本学職員が、本学帰属の知的財産を尊重するとともに、他者の知的財産を尊重する風土をつくるため、啓発活動を推進し、不正行為等を防止します。

【管理体制の整備】

- ・ 本学は、知的財産の創造、保護及び活用並びに知的創造サイクルを円滑に推進するため、管理体制の整備を図ります。

【透明性のある運用】

- ・ 本学は、知的財産を核とする産学官連携活動において、企業等と透明性が高く、かつ対等な関係を構築し、適切なルールの下でその活動を推進し、社会に対する十分な説明責任を果たします。

附 則

このポリシーは、平成21年1月8日から施行する。